

障害がある人へ各種手当・助成を行っています

障障害福祉課 ☎(582)1168 ㊟(581)0203

市では、心身に障害のある人に手当や助成券の交付を行っています。該当する人は申請を行ってください。

福祉タクシー運賃助成券・自家用自動車燃料費助成券

対身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人(自家用自動車燃料費助成券は、自動車税の減免を受けていること)

助成額 500円券×2枚/月(4月に申請した人は合計25枚を交付)

持各種障害者手帳、印鑑 **申**4月1日(水)以降に障害福祉課または健康福祉政策課へ。

他交付はいずれかのみ、年度途中での変更不可。助成券の利用は市指定の事業所に限ります。また、交付は翌年3月分までを一括で交付します。

紙おむつ費用助成券

対在宅で常時紙おむつを使用している、3歳～64歳の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの人(ほかの紙おむつ給付制度を受けている人は除く)

助成額 2,000円券×2枚/月

持各種障害者手帳、印鑑

申4月1日(水)以降に障害福祉課または健康福祉政策課へ申請。

他助成券の利用は市指定の事業所に限ります。また、交付は翌年3月分までを一括で交付します。

障害のある人への手当制度

重度または中度の障害のある人に対して手当制度があります。手当の認定には、障害の内容や状態、所得状況などについて審査があり、支給は申請された月の翌月分からです。詳しくは、障害福祉課へお問い合わせください。

手当の種類	対象者	支給月額	支給月
特別障害者手当	20歳以上の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1の障害が重複している)があり、常時特別の介護を要する人	27,350円	5・8・11・2月
障害児福祉手当	20歳未満の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1など)があり、日常生活が著しく制限され介護を要する児童	14,880円	
特別児童扶養手当	20歳未満のおおむね中度以上の障害のある児童を養育している人	(1級)52,500円 (2級)34,970円 ※1級…重度障害児 2級…中度障害児	4・8・12月

地域密着型サービス事業所が開所します

施設名称 医療法人小西醫院グループホーム安寧
種別 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

所 洲本町1-256番地6
定 18人

開設事業者 医療法人小西醫院

☎(584)2682または
090(1154)4690

障介護保険課

☎・㊟(582)1127
㊟(581)0203

「みんなで健康2000日チャレンジ」を終了します

平成28年より実施してきた「みんなで健康2000日チャレンジ」は、3月31日(火)で終了します。専用ホームページの運用および商品券の発送もあわせて終了します。4月からは、パンフレット版のみで、期間を設けず、自由に取り組めるようになりますので、「活用ください」。

障すこやか生活課

☎・㊟(581)0201
㊟(581)1628